2024 (令和6) 年度 国による大学院修士段階における 「授業料後払い制度」申請要領

1. 「授業料後払い制度」とは

- ① 授業料の後払いと月々の生活費奨学金(上限 4 万円の無利子貸与)の 2 つの支援がセットになった制度。
- ② 授業料の後払いとは、在学中は、日本学生支援機構が大学に授業料を支払い、卒業後に本人が 日本学生支援機構に返済するもの。
- ③ 制度の利用は本人の希望に基づくものとし、授業料の後払いのみ利用することも可。
- ④ 「生活費奨学金」は月額 1 万円から 4 万円までの 1 万円刻みで貸与を受けることが可能。 (振込開始は 2024 年 11 月以降を予定)。
- ⑤ 後払いできる授業料の上限は年間 776,000 円。
- ⑥ 後払いの対象は授業料のみ(入学金・諸会費等は支援の対象外)
- ⑦ 保証料の支払い(機関保証への加入)が必須。
- ⑧ 本制度の利用者は、第一種奨学金(無利子貸与)は利用不可。
- ⑨ 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び特に優れた業績による返還免除の適用も予定されています。
- ※(参考)文部科学省ホームページ内「奨学金事業の充実」(安心してこどもを産み育てられるための奨学金制度の改正(令和6年度~))より

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)

※授業料後払い制度に関する Q&A (R5.11.17 時点) (mext.go.jp)

(https://www.mext.go.jp/content/20231117-mxt_gakushi01-100001505-main_3.pdf)

2. 対象者

- ① 2024 年度以降大学院修士課程進学者
- ② 本人の希望に基づき、大学を通じて申請を行った者
- ③ 日本学生支援機構の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ④ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由 がない者
- ※2024年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみ対象となる。
 - ・<u>2024 年度春の新規入学者であって、学部で高等教育の「修学支援新制度」の対象となったことがあり、かつ就労等を挟まずに大学院へ進学した者</u>。
 - ・2024 年度秋の新規入学者

3. 後払いにできる授業料の額(以下、「授業料支援金」という)

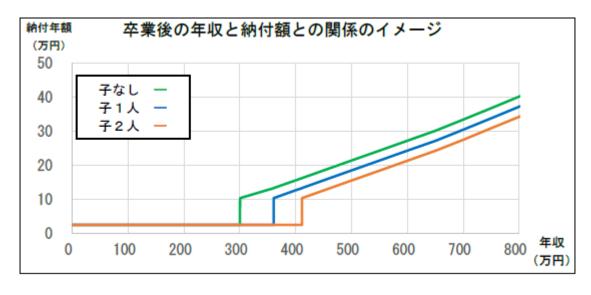
- ・年間 776,000 円上限 (半期 388,000 円上限) として大学が定めた授業料。
- ・法的には第一種学資貸与金(無利子の貸与型奨学金)の一形態。
- 保証料の支払い(機関保証への加入)を必須とする。
- ※授業料支援金は日本学生支援機構から貸与を受けるものであり、保証料の支払い(機関保証への加入)は必須。上記の金額に保証料を上乗せした金額が貸与額となる。

4. 生活費等の支援として別途貸与を受けられる額(以下「生活費奨学金」という)

- ・月1万円、2万円、3万円又は4万円から学生が選択する額(無利子)
- ・日本学生支援機構から学生に対して振り込まれる。
- ・生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。
- ・授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできない。
- ・授業料支援金を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできない。
- ・授業料支援金及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能。
- ・保証料の支払い (機関保証への加入) は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記額から保証料を天引きするものとする。

5. 利用者(卒業した学生)生活費等の支援として別途貸与を受けられる額(以下「生活費 奨学金」という)

- ・授業料支援金(支援対象授業料及び保証料の合計額)及び生活費奨学金の合計額に達するまで、 卒業後の所得に応じ、口座引落によって日本学生支援機構に納付を行う。
- ・所得(前年の課税所得)と納付年額の関係は以下のとおりであり、例えば扶養する子供が2人いれば年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらない。
- ・上記年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の9%を納付する。上記年収以下の場合は月2,000円など一定額を納付する。



6. 申請の流れ

①申請書類(本学所定様式)の取得

※本学ホームページからダウンロードしてください。

https://www.ryukoku.ac.jp/nc/media-download/1121/8fc9007d2d876f7b/



②申請書類一式を大学(学生部)へ提出(2024年1月19日まで)

※窓口で提出または郵送してください。



<夏期・秋期試験 受験者>

③大学で申請要件を確認後、入学手 続金から後払いにできる授業料の金 額を差し引いた金額をメールにて通 知します。

※すでに入学手続Ⅱを済まされている方は、後払いにできる授業料を返金いたします。詳細は別途お知らせいたします。



<春期試験 受験者>

③大学で申請要件を確認後、合格者に対し、入学手続金から後払いにできる授業料の金額を差し引いた金額をUCARO上で通知します。



<夏期・秋期試験 受験者> ④期日までに入学手続Ⅱの手続きを 行ってください。

※UCARO 上で変更後の金額を確認の上、 UCARO から振込用紙をダウンロードし銀 行等から振り込んでください。

UCARO 上でのネットバンキングやクレジットカード等でのお支払いはできません。



<春期試験 受験者>

④期日までに入学手続 I・Ⅱの手続きを行ってください。

※UCARO 上で金額を確認いただいた上で、銀行振込、ネットバンキングまたはクレジットカード等でお支払いください。



⑤入学後、日本学生支援機構へ「後払い制度」の申込(申請時期未定)



⑥日本学生支援機構から採否結果の通知(2024年11月以降)



⑦生活費奨学金の支援(振込)の開始(2024年11月以降)

7. 申請書類

- ※修正テープの使用、訂正印のない修正がある書類は、一切受理しません。
- ※ボールペンでの記入または EXCEL を用いて作成してください。
- ① 2024 年度大学院修士段階における「授業料後払い制度」申請書〈修士課程〉(本学所定様式) 署名は自筆で記入ください。
- ② 「修学支援新制度」利用者であることを証明できる書類(日本学生支援機構給付奨学金の奨学生 証、スカラネット PS の画面の写しなど)」
- ③ 本人の振込口座の通帳コピー <夏期・秋期試験までの受験者の方で、すでに入学手続Ⅱをお済みの方のみ>

8. 申請場所

龍谷大学 学生部 (深草・瀬田) 〈窓口または郵送〉

※郵送の場合は、下記の宛先に<u>簡易書留やレターパック等、必ずご自身で追跡履歴の確認できる形</u>での郵送をお願い致します。封筒の表に、「「後払い制度」申請書〈修士課程〉在中」と記載してください。 【郵送先】

(深草・大宮学舎)

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

(瀬田学舎)

〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

9. 申請締切

申請書類の提出を以下日時までに行ってください。

場所	日時
学生部(深草)	2024年1月19日(金) 16:00まで 平日 9:00~17:00 開室
学生部(瀬田)	(毎週火曜日は 10:45~受付開始) 土日祝日は閉室

※最終日1月19日(金)は受付時間を16:00までといたします。

※郵送の場合は、1月19日(金)必着です。

10. 注意事項

- (1) 本学に入学後、日本学生支援機構が提示する申請方法に従って、本制度に申請する必要があります。
- (2) 本制度を利用した場合、日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けることが出来ません。
- (3) 入学後に本制度への申請をしなかった場合や申請しても不採用となった場合、また、本制度への申請をする前に、学籍異動(退学等)が発生した場合は、大学からの案内に従い、速やかに授業料を納入する必要があります。大学が指定する期日までに納入がなかった場合は、学費未納除籍となり、2024年度前期に遡って、履修や成績が取り消されます。
- (4) 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定を行います。
- (5) 本制度は、業績優秀者免除の導入が予定されています。
- (6) 本制度は国による検討段階であり、今後詳細が決定され、変更が生じる可能性があります。その 場合は、ホームページでお知らせいたします。

11. 問い合わせ先

龍谷大学 学生部 (深草) shogakuk in@ad. ryukoku. ac. jp